

2. 仕事と家庭の両立支援の促進と両立できる環境の整備

- (1) 改正育児・介護休業法の成立と円滑な施行【法律の施行】〔厚生労働省〕
- (2) 子ども・子育てビジョンの策定【新規】〔内閣府〕
- (3) 中小企業における次世代育成支援対策の推進、先進企業の表彰【継続】〔厚生労働省〕
- (4) 女性の参画加速プログラム【継続】〔内閣府〕
- (5) 男性の育児休業の取得促進・「イクメン」の周知等【新規・継続】〔厚生労働省、総務省、人事院〕（再掲）
- (6) 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化【拡充】〔厚生労働省〕（再掲）
- (7) 第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）【新規】〔内閣府〕

(1) 改正育児・介護休業法の成立と円滑な施行（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号））

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進め、男女ともに子育て等をしながら働き続けられる雇用環境を整備するために、平成21年6月に改正育児・介護休業法が成立し、平成22年6月30日に本格的に施行されました。改正法について周知を図るとともに、企業の制度として定着するよう、助言・指導を行っています。

詳細は…

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

【改正の概要】

① 子育て期間中の働き方の見直し

- ・ 3歳未満の子を養育する労働者について短時間勤務制度（1日原則6時間）を事業主の措置義務とし、所定外労働の免除を制度化。

② 父親も子育てができる働き方の実現

- ・ 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能とする（パパ・ママ育休プラス）。
- ・ 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- ・ 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止。

③ 仕事と介護の両立支援

- ・ 要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日の介護休暇を新設。

④ 実効性の確保

- ・ 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- ・ 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設する。

育児・介護休業法の概要

育児休業・介護休業制度

- 子が1歳（一定の場合は、1歳半）に達するまで（父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまでの間の1年間＜パパ・ママ育休プラス＞）の育児休業の権利を保障
- 対象家庭1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業の権利を保障
※一定の条件を満たした期間雇用者も取得可能

短時間勤務等の措置

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務の措置（1日原則6時間）を義務づけ
- 常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者に対し、次のいずれかの措置を事業主に義務づけ
 - ①短時間勤務制度 ②フレックスタイム制
 - ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④介護費用の援助措置

時間外労働の制限

- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限

所定外労働の免除

- 3歳に達するまでの子を養育する労働者が請求した場合、所定外労働を免除

深夜業の制限

- 小学校就学前までの子を養育し、又は介護を行う労働者が請求した場合、深夜業を制限

子の看護休暇制度

- 小学校就学前までの子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日を限度として看護休暇付与を義務づけ

介護休暇制度

- 要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日を限度として介護休暇付与を義務づけ

転勤についての配慮

- 労働者を転勤させる場合の、育児又は介護の状況についての配慮義務

不利益取扱いの禁止

- 育児休業等を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いを禁止

※下線部は、平成21年6月の法改正により改正された部分。
改正法の施行日：原則として平成22年6月30日（ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年7月1日）

(2) 子ども・子育てビジョンの策定

平成22年1月に、今後の子ども・子育て支援施策の方針である「子ども・子育てビジョン」を閣議決定しました。同ビジョンでは、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ、「男女共同参画」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」等の密接な連携」を基本理念に掲げ、バランスの取れた総合的な子育て支援策を実施していくこととし、子ども・子育て支援施策の一環として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく取組を具体的な施策として推進することとしました。

具体的には、子ども手当の創設、高校の実質無償化、児童扶養手当の父子家庭への支給、生活保護の母子加算などの「子育て家庭への支援」と、待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実、幼保一体化を含めた新たな保育サービスの在り方の検討などの「保育サービス等の基盤整備」の2つをバランスよく、車の両輪のように実施していくことを目指すこととしています。

また、ビジョンでは子ども・子育て支援施策に関する様々な取組や今後5年間の数値目標を掲げ

ています。現在、保育所待機児童の問題が大きくクローズアップされており、ビジョンにおいてもその解消が大きな課題となっています。

例えば、待機児童の解消などのために、3歳未満の子どもたちに対する保育サービスを、現在の75万人分（4人に1人）から年間5万人ずつ増やしていき、5年後の平成26年には102万人分（3人に1人）の保育サービスが提供できるようになることを目指しています。

また、放課後児童クラブの充実のために、現在81万人（5人に1人）がサービスを受けていますが、平成26年には111万人（3人に1人）がサービスを受けられることを目指しています。

詳細は…

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html>

「子ども・子育てビジョン」 (平成22年1月29日閣議決定)

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う
 ≪個人に過重な負担≫



社会全体で子育てを支える
 ≪個人の希望の実現≫

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切にす
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

3つの大切な姿勢

◎生命(いのち)と育ちを大切にす

◎困っている声に応える

◎生活(くらし)を支える

目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

- (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
 - ・子ども手当の創設
 - ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
 - ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
 - ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

- (4) 安心して妊娠・出産できるように
 - ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
 - ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
 - ・不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように
 - ・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所持機児童の解消(余裕教室の活用等)
 - ・新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
 - ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
 - ・放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実
- (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように
 - ・小児医療の体制の確保
- (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
 - ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
- (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
 - ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
 - ・児童虐待の防止、家庭の養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

- (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
 - ・乳児の全戸訪問等(こんには赤ちゃん事業等)
 - ・地域子育て支援拠点の設置促進
 - ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
 - ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
 - ・NPO法人等の地域子育て活動の支援
- (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にらせるように
 - ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
 - ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
 - ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

- (11) 働き方の見直しを
 - ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
 - ・長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
 - ・テレワークの推進
 - ・男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)
- (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を
 - ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
 - ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
 - ・次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
 - ・入札手続等における対応の検討

主な数値目標等

安心できる妊娠と出産		
○NICU(新生児集中治療管理室)病床数(出生1万人当たり)	[現状] 21.2床	[H26目標値] ⇒ 25~30床
○不妊専門相談センター	55都道府県市	⇒ 全都道府県・指定都市・中核市
潜在的な保育ニーズにも対応した保育所待機児童の解消		
○平日昼間の保育サービス(認可保育所等) (3歳未満児の保育サービス利用率)	[現状] 215万人 (75万人(24%))	[H26目標値] ⇒ 241万人 (102万人(35%))
○延長等の保育サービス	79万人	⇒ 96万人
○病児・病後児保育(延べ日数)	31万日	⇒ 200万日
○認定こども園	358か所	⇒ 2000か所以上(H24)
○放課後児童クラブ	81万人	⇒ 111万人
社会的養護の充実		
○里親等委託率	[現状] 10.4%	[H26目標値] ⇒ 16%
○児童養護施設等における小規模グループケア	446か所	⇒ 800か所
地域の子育て力の向上		
○地域子育て支援拠点事業	[現状] 7100か所 (市町村単独分含む)	[H26目標値] ⇒ 10000か所
○ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	⇒ 950市町村
○一時預かり事業(延べ日数)	348万日	⇒ 3952万日
○商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	⇒ 100か所
男性の育児参加の促進		
○週労働時間60時間以上の雇用者の割合	[現状] 10%(2008年)	[H26目標値] ⇒ 半減(H29)*参考指標
○男性の育児休業取得率	1.23%	⇒ 10%(H29)*参考指標
○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間(1日当たり)	60分	⇒ 2時間30分(H29)*参考指標
子育てしやすい働き方と企業の取組		
○第1子出産前後の女性の継続就業率	[現状] 38%	[H26目標値] ⇒ 55%(H29)*参考指標
○次世代認定マーク(くるみん)取得企業数	652企業	⇒ 2000企業

(3) 中小企業における次世代育成支援対策の推進、先進企業の表彰

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者が301人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立支援に関する取組を記載した一般事業主行動計画を策定し、その旨を厚生労働大臣に届け出ることが、義務付けられています。

平成23年4月以降は、行動計画の策定・届出義務の対象が労働者数101人以上の企業へ拡大されます。

詳細は…

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

このため厚生労働省では、平成21年度から「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」として、特に新たに届出が義務となる中小企業を中心に、講習会の実施やマニュアルの提供、

個々の中小企業の実情に応じた丁寧な個別相談等を実施し、一般事業主行動計画の策定・届出を促進する事業を行っています。

〈先進企業の表彰(均等・両立支援企業表彰(ファミリー・フレンドリー企業部門))〉

「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいべき取組を推進している企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備の促進に資することを目的に「均等・両立推進企業表彰」を実施しました。平成22年度においても、引き続き実施していきます。

詳細は…

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html>

(4) 女性の参画加速プログラム

平成20年4月に、男女共同参画推進本部において、女性の参画をあらゆる分野で加速するため、「女性の参画加速プログラム」を策定しました。

本プログラムは、女性の継続就業や参画を妨げる様々な要因の解消や、女性が能力を十分に発揮できるための環境整備等を一層戦略的に進めるため、「仕事と生活の調和の実現」、「女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実」、「意識の改革」の3つを一体的に進めることを施策の基本的方向として打ち出し、関係府省において各種施策を22年度末までに実施することとしています。

具体的には、①あらゆる分野における女性の参画加速のための各界トップ層への働きかけや女性のエンパワーメントを促進するネットワークの構築支援等の基盤整備の充実と、②活躍が期待され

ながら女性の参画が進んでない分野であり、仕事と生活の調和推進が特に求められる医師、研究者、公務員の三分野に焦点を当てた戦略的な取組を行っています。

例えば、医師が仕事と子育てを両立しやすい柔軟な勤務体制を整備する取組の支援や女性研究者が研究と出産・育児等の両立や、その能力を十分に発揮しつつ研究活動を行える仕組み等を構築するモデルとなる優れた取組も支援しています。また、国家公務員に対し超過勤務の縮減に関する指針や育児・介護を行う職員の仕事と育児・介護の両立支援制度の活用に関する指針を定め、働き方の見直しや柔軟な勤務体制の活用を進めています。

詳細は… <http://www.gender.go.jp/honbu/kettei.html>

女性の参画加速プログラム（概要図）



(5) 男性の育児休業の取得促進・「イクメン」の周知等（再掲）

IV-1. 育児・介護休業、短時間勤務等の多様な働き方の推進 参照

(6) 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化（再掲）

IV-1. 育児・介護休業、短時間勤務等の多様な働き方の推進 参照

(7) 第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申：仕事と生活の調和関係）

男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画（第2次）については、平成22年度に計画全体の見直しを行うこととされており、平成21年3月、内閣総理大臣から男女共同参画会議に対して、第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について諮問がなされました。これを受け、男女共同参画会議やその下の専門調査会において議論がなされてきました。この間、専門調査会から中間整理が公表され、公聴会やパブリックコメントによる国民からの意見を踏まえ、更に専門調査会での議論が重ねられ、本年7月23日の男女共同参画会議において、「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」について、内閣総理大臣に対し答申されました。

この答申において、第3次基本計画の策定に当たっての留意点の一つとして、『固定的性別役割分担意識を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援策」、「人権施策」など、政府が一体となって省庁横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る』と述べています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関しては、15の重点分野の一つとして、「男女の仕事と生活の調和」が掲げられており、その中で今

後の目標として、「少子・高齢化、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、「M字カーブ問題」の解消や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進める上で不可欠であり、我が国の経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものである。仕事と生活の調和は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らして責任を果たしていく上で重要なものである。」と述べた上で、施策の基本的方向と具体的な取組を記載しています（以下、抜粋）。

（施策の基本的方向）

・仕事と生活の調和の実現

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成、長時間労働の抑制、公正な処遇を伴う多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職場環境整備等を進める。また、自営業者、農林水産業に携わる人々など多様な働き方における仕事と生活の調和の普及を図る。

・多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

男性も女性も、働いている人もそうでない人も、安心して子育てができる社会の実現に向け、「社会全体で子育てを支える」という基本的考え方に立ち、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育所待機児童の解消、多様な保育サービスの充実、子育て支援拠点やネットワークの充実等を進めるとともに、介護支援策の充実を図る。

今後、この答申を踏まえ、平成22年内の基本計画の策定（閣議決定）に向けて検討を進めていくこととしています。

詳細は…

<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kihon/sanjikeikaku/toshin/index.html>